

【新旧対照表】利用規約

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">利用規約</p> <p>本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する<u>暗号資産取引所及び暗号資産販売所並びにその他の当社が提供するサービス</u>（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただくための規約であり、本サービスの利用者の遵守すべき事項及び当社と利用者との間の権利義務関係を定めるものです。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条（定義）</p> <p>3. 「本サービス」とは、当社ウェブサイト又はAPIその他のプログラムにおいて提供される、<u>利用者間又は当社が相手方となって暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行う場を提供するサービス</u>、これに関して当社が別途定める利用者の金銭又は暗号資産の管理をするサービス、その他関連するサービス（理由を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第8条（暗号資産の現物取引）</p> <p>1. 本サービスのうち、<u>暗号資産取引所における暗号資産現物取引</u>の利用条件は以下のとおりです。</p>	<p style="text-align: center;">利用規約</p> <p>本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する<u>暗号資産取引所その他の当社が提供するサービス</u>（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただくための規約であり、本サービスの利用者の遵守すべき事項及び当社と利用者との間の権利義務関係を定めるものです。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条（定義）</p> <p>3. 「本サービス」とは、当社ウェブサイト又はAPIその他のプログラムにおいて提供される、<u>利用者間で暗号資産の売買又は交換をする場を提供するサービス</u>、これに関して当社が別途定める利用者の金銭又は暗号資産の管理をするサービス、その他関連するサービス（理由を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第8条（暗号資産の現物取引）</p> <p>1. 本サービスのうち、<u>暗号資産の現物取引</u>の利用条件は以下のとおりです。</p>

(1) 利用者は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量、価格の決定方法を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文をすることにより、他の利用者（当社が自己の暗号資産ポジションの調整を目的とした注文を行う場合は、当社を含みます。）との間で、暗号資産現物取引を行うことができます。

(略)

2. 前項の規定にかかわらず、暗号資産取引所での暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換において暗号資産の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立し、暗号資産の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立します。成行注文による売買が成立した時点以降は当該注文を撤回又は変更することはできません。

3. 本サービスのうち、暗号資産販売所における暗号資産現物取引の利用条件は以下のとおりです。

(1) 利用者は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文を提示することにより、当社との間で、暗号資産現物取引を行うことができます。

(2) 利用者に配信される暗号資産の価格は、カバー取引先から配信される価格を基にした当社独自の価格です。当該価格は配信時点の参考価格であり、売却価格と購入価格にはスプレッド（価格差）があります。スプレッドは、暗号資産市場や流動性の状況によって変動します。相場急変時やカバー取引先の状況に変更が生じたこと等により、売買価格が市場実

(1) 利用者は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量、価格の決定方法を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文をすることにより、他の利用者（当社が自己の暗号資産ポジションの調整を目的とした注文を行う場合は、当社を含みます。）との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。

(略)

2. 前項の規定にかかわらず、利用者間での暗号資産の売買において暗号資産の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立し、暗号資産の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立します。成行注文による売買が成立した時点以降は当該注文を撤回又は変更することはできません。

(追加)

勢から異常に乖離した価格になると判断した場合は価格配信を一時停止することがあり、収束後に価格配信が再開されます。

(3) 暗号資産の売買価格及び売買数量は、利用者が指定した暗号資産の種類、数量をもって、約定時点の価格及び数量で決定されます。相場急変時やカバー取引先の状況に変更が生じたこと等により流動性が低下し、利用者が指定した数量を約定できない場合、当該注文は失効されます。利用者の注文内容及び約定処理中の相場変動等により、発注時に取引画面に表示されている価格と売買価格との間には差異が生じることがありますが、当該差異に関し、当社は一切の責任を負いません。

(4) 前号の規定により売買価格及び売買数量が決定した時点で、即時に暗号資産の売買契約が、当該決定された価格及び数量において成立したものとみなします。利用者は、当該契約が成立した時点以降、当該注文を撤回又は変更することはできません。

4. 当社は、暗号資産の価格の急激な変動、システム障害その他の状況により、利用者保護のために必要と判断する場合には、当社の裁量によって、利用者に事前に通知することなく、次に掲げる措置を講じることができるものとします。

- (1) 本サービスの一時的な停止
- (2) 利用者からの注文の受付の停止
- (3) 利用者が既に行った注文の取消
- (4) 暗号資産の市場レートから著しく乖離した異常なレートで成立した取引

3. 当社は、暗号資産の価格の急激な変動、システム障害その他の状況により、利用者保護のために必要と判断する場合には、当社の裁量によって、利用者に事前に通知することなく、次に掲げる措置を講じることができるものとします。

- (1) 本サービスの一時的な停止
- (2) 利用者からの注文の受付の停止
- (3) 利用者が既に行った注文の取消
- (4) 暗号資産の市場レートから乖離した異常なレートで成立した取引の取消

の取消又は実勢レートへの修正

(略)

第 17 条 (免責事項)

(略)

2. 当社は、利用者間又は当社が相手方となって暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行う場を提供するサービスを行うものであって、利用者の注文を成立させる義務を負うものではありません。

(略)

附則

2020 年 3 月 1 日制定 施行

2020 年 5 月 1 日改定 施行

2020 年 5 月 29 日改定 施行

2020 年 8 月 11 日改定 施行

2020 年 9 月 9 日改定 施行

2020 年 10 月 14 日改定 施行

2021 年 4 月 1 日改定 施行

2021 年 6 月 30 日改定 施行

以上

又は実勢レートへの修正

(略)

第 17 条 (免責事項)

(略)

2. 当社は、利用者間で暗号資産を売買する場を提供するサービスを行うものであって、利用者の注文を成立させる義務を負うものではありません。

(略)

附則

2020 年 3 月 1 日制定 施行

2020 年 5 月 1 日改定 施行

2020 年 5 月 29 日改定 施行

2020 年 8 月 11 日改定 施行

2020 年 9 月 9 日改定 施行

2020 年 10 月 14 日改定 施行

2021 年 4 月 1 日改定 施行

以上